

沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成 18 年 3 月 22 日制定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄国際大学（以下「本学」という。）を構成する全ての者が個人として尊重され、快適な環境において学び、教育及び研究し、働くことができる大学づくりを目的として、本学におけるハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項を定める。

(対象等)

第 2 条 この規程が対象とする者は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 学生 本学で就学する全ての学生、受験生及び講座等の受講生（既に卒業又は退学等で学籍を失っている場合を含む。）
- (2) 本学と雇用関係にある者、派遣労働者等本学において就労する者（以下「職員等」という。）（既に退職している場合を含む。）
- (3) 求職者又は委託業者等、本学の業務遂行に関係する者

2 この規程は、ハラスメントが発生又は問題となった場所及び時間を問わず、適用する。

3 この規程は、ハラスメントが本学で就学又は就労する全ての者と学外者（学生の保護者及び関係業者等本学関係者を含む。）との間において発生又は問題となった場合に、準用する。

(定義)

第 3 条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感を与えるほか、それらの言動への拒絶に対して、優越的な地位や立場等を利用してその他の不利益を課すこと。あるいは学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。
- (2) アカデミック・ハラスメント 教育・研究の場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導もしくは待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させる又は学習・研究環境を悪化させることをいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職場の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること又は職場環境を悪化させるこという。

- (4) マタニティ・ハラスメント 妊娠・出産・育児休業等の取得などを理由として上司・同僚等からの否定的な言動により職場環境を悪化させることをいう。
- (5) その他のハラスメント 前号1号から第4号以外の人種、国籍、年齢、セクシュアリティ（性的指向および性自認）、又は障害の有無等に基づいて差別的な言動をする行為及び病気、介護等に関わる制度の取得などを理由として学生間、同僚間、上司等からの否定的な言動により学習、教育研究環境や職場環境を悪化させることも含める。

(責務)

第4条 本学は、ハラスメントに関する方針等を明確にし、その周知・啓発を行わなければならない。

- 2 本学で就学又は就労する全ての者は、この規程等に従い、人としての尊厳を傷つけるハラスメントを防止しなければならない。
- 3 理事長・学長は、ハラスメントの防止対策に関する施策全般を統括するとともに、ハラスメントに関する問題が生じた場合には、第5条に定める人権委員会と連携して、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
- 4 学生又は職員等を指導又は監督する立場にある者は、ハラスメントのない良好な環境を確保するために、日常的な活動の中で指導又は助言等を行うとともに、ハラスメントに関する問題が生じた場合には、理事長・学長及び人権委員会と連携して、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第2章 ハラスメント人権委員会

(任務)

第5条 ハラスメント人権委員会（以下「人権委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) ハラスメントの防止等に関する基本的な政策に関すること。
 - (2) ハラスメントの防止等に関する研修及び啓発活動の企画及び実施に関すること。
 - (3) ハラスメントに関する問題への対応に関すること。
 - (4) 第9条に定めるハラスメント相談室の円滑な運営に関すること。
 - (5) その他ハラスメントの防止等に関し必要な事項
- 2 人権委員会の委員は、任務の遂行に当たり必要な研修を受けなければならない。

(構成)

第6条 人権委員会は、第1号、第2号、第3号及び第4号の常任委員並びに第5号及び第6号の特別委員をもって構成し、理事長・学長がこれを委嘱する。ただし、特別委員については、人権委員会が必要と認めた場合に人権委員会に出席するものとする。

- (1) 理事長・学長が指名した常務理事 1 人
- (2) 各学部教員から各 2 人
- (3) 大学院委員会が選出した大学院教員男女各 1 人
- (4) 課長会が選出した事務職員男女各 1 人
- (5) 弁護士（本学顧問弁護士を除く。）及び臨床心理士又は公認心理師（本学職員を除く。）各 1 人
- (6) その他人権委員会が必要と認めた者

2 前項第 5 号の臨床心理士・公認心理師は、日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者又は公認心理師として登録済みの者でなければならない。

3 人権委員会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、既に調停又は調査を開始した事案がある場合には、第 17 条に定める調停員又は調査小委員会の委員に選任されている委員の任期を当該事案に関する任務終了まで延長する。

4 前項により人権委員会の委員の任期が延長された場合又は人権委員会の委員に欠員が生じた場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 7 条 人権委員会に委員長を置き、常任委員の互選により選出する。

2 委員長は、人権委員会を招集し、議長となる。ただし、人権委員会の常任委員 2 人以上の要請を受けたときは、委員長は、人権委員会を必ず招集しなければならない。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

4 委員長は、必要と認めた場合には、人権委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（定足数及び賛否）

第 8 条 人権委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 人権委員会の賛否の判断は出席者の過半数とし、賛否同数の場合は委員長の判断による。

第 3 章 ハラスメントの相談体制

（体制）

第 9 条 本学は、ハラスメントに関する相談等に対応するため、ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を設置するとともに、学内にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

（相談室の任務）

第 10 条 相談室は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) ハラスメントに関する一般的な相談及び心理相談に応じること。
- (2) ハラスメントに関する問題解決のため、次条に定める専門相談員の判断により、又は相談者の意向に応じて、人権委員会への取次ぎ又は報告を行うこと。
- (3) 第 5 条第 1 項各号に掲げる事項に関し、人権委員会と連携を図ること。

(4) 第16条に定める相談員連絡会議の運営に関すること。

(5) その他ハラスメントの相談に関し必要な事項

2 相談室は、前項の任務を行うに当たっては、人権委員会、学生相談室、医務室、及びその他の関係部局等と密接な連携及び協力を図らなければならない。

(相談室の構成)

第11条 相談室は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 室長

(2) 専門相談員 若干名

2 相談室は、必要に応じて、第6条第1項第5号に規定する弁護士及び臨床心理士を加えることができる。

(室長)

第12条 前条第1項第1号の室長は、人権委員会委員長をもって充てる。

2 室長は、相談室運營業務全般を統括する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(専門相談員)

第13条 第11条第1項第2号の専門相談員は、人権委員会の議を経て、学長兼理事長が委嘱する。

2 専門相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 専門相談員に欠員が生じた場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 専門相談員は、任務の遂行に当たり必要な研修を受けなければならない。

(相談員の任務)

第14条 相談員は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

(1) ハラスメントに関する一般的な相談に応じること。

(2) ハラスメントに関する問題解決のため、相談員の判断により、又は相談者の意向に応じて、ハラスメント相談室又は人権委員会への取次ぎ又は報告を行うこと。

(相談員の構成)

第15条 相談員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 各学科教員から各1人

(2) 課長会が選出した事務職員4人

2 前項の相談員の選出に当たっては、ジェンダー比に配慮するものとする。

3 相談員は、人権委員会の委員と兼務することはできない。

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 相談員は、原則として年度ごとに半数を交代するものとする。

6 相談員に欠員が生じた場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

7 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号等については、学内に公表するものとする。

8 相談員は、任務の遂行に当たり必要な研修を受けなければならない。

(相談員連絡会議)

第 16 条 相談室及び相談員の連絡調整、情報交換、対応策協議等を目的として相談員連絡会議を置く。

2 相談員連絡会議は、室長、専門相談員、及び相談員で構成する。

3 室長は、専門相談員又は相談員から要請を受けたとき、その他必要と認めた場合に相談員連絡会議を招集する。

第 4 章 調停員及び調査小委員会

(設置)

第 17 条 人権委員会は、次の各号に該当するときは、ハラスメントに関する調停に当たるため、事案毎にハラスメント調停員（以下、「調停員」という。）を選任する。

(1) 相談者が当事者間の調停による解決を希望しているとき。

(2) 人権委員会が調停による解決が適当であると判断したとき。

2 人権委員会は、次の各号に該当するときは、ハラスメントに関する事実関係の調査にあたるため、事案毎にハラスメント調査小委員会（以下、「調査小委員会」という。）を設置する。

(1) ハラスメントに関する苦情申立があったとき。

(2) 人権委員会が救済、制裁及び環境改善のための措置が必要であると判断したとき。

(調停員の任務)

第 18 条 調停員は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

(1) ハラスメントに関する問題解決のため、当事者間で円滑な話し合いが行われるよう必要な援助を行うこと。

(2) ハラスメントに関する問題解決のため、適切な調停案を提示し、当事者間で合意が成立したときは、合意文書を作成すること。

(3) ハラスメントに関する調停の結果について、速やかに人権委員会に報告すること。

2 人権委員会委員長は、調停に当たり必要と認める場合には、関係部局長等に協力を要請することができる。

(調停員の構成)

第 19 条 調停員は、人権委員会委員の中から若干名を、人権委員会委員長が指名する。

2 調停員の指名に当たっては、ジェンダー比に配慮しなければならない。

3 調停員は、加害者とされている者の所属する学部又は部局以外から選任しなければならない。

4 調停員は、複数の事案の調停員及び調査小委員会の委員を兼務することを妨げない。

5 調停員の任期は、当該調停に係る任務が終了するまでとする。

(調査小委員会の任務)

第20条 調査小委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) ハラスメントに関する事実関係を明らかにするため、当事者及び関係者等から事情を聴取すること。
- (2) ハラスメントに関する問題解決のために必要な措置を検討し、必要に応じて調査報告書を作成すること。
- (3) ハラスメントに関する調査の結果について、速やかに人権委員会に報告すること。
- (4) その他、事実関係を明らかにするために必要な事項

2 調査小委員会は、前項第3号の報告を2か月以内に行わなければならない。ただし、2か月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは、人権委員会に報告の上、相当期間調査期間を延長することができる。

3 調査小委員会は、調査に当たり必要と認める場合には、関係部局長等に協力を要請することができる。

(調査小委員会の構成)

第21条 調査小委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。ただし、小委員会を開催するにあたっては第3号、第4号委員は調査小委員会が必要と認めた場合に出席するものとする。

- (1) 人権委員会委員長
- (2) 人権委員会委員長が指名した人権委員会委員男女各1人
- (3) 第6条第1項第5号に定める弁護士及び臨床心理士又は公認心理師
- (4) その他人権委員会が必要と認めた者

2 調査小委員会の委員は、複数の事案の調停員及び調査小委員会の委員を兼務することを妨げない。

3 調査小委員会の委員の任期は、当該事案に係る任務が終了するまでとする。

(調査小委員会委員長)

第22条 調査小委員会に委員長を置き、人権委員会委員長をもって充てる。

2 委員長は、調査小委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(調査小委員会の定足数及び議決)

第23条 調査小委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 調査小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第5章 措置

(人権委員会の措置)

第 24 条 人権委員会は、調査小委員会の調査結果に基づき、ハラスメントの問題解決のため救済、制裁及び環境改善措置等が必要であると判断したときは、直ちに学長兼理事長に勧告するものとする。

2 前項の場合において、人権委員会は、人権委員会の判断により、又は被害者の意向に応じて、加害者に注意又は警告の通知措置を行うことができる。

(理事長・学長の実施すべき措置)

第 25 条 理事長・学長は、人権委員会の勧告に基づき、直ちに必要な措置を実施しなければならない。

2 理事長・学長は、前項の措置について本学構成員の懲戒を伴うときは、学則及び就業規則等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

3 理事長・学長は、第 1 項の措置について環境改善措置が必要なときは、部局館長に命じて、適切な措置を講ずるものとする。

4 理事長・学長は、調査小委員会の調査結果に疑義がある場合は、人権委員会に対して再調査を求めることができる。

(処分の手続)

第 26 条 沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程第 2 条第 1 項第 1 号に定める「学生」の懲戒にあたっては、学則に基づく処分を審議する教授会もしくは研究科会は、この規程の趣旨に則り、第 24 条の人権委員会の勧告を尊重するものとする。ただし、教授会等の審議にあたって必要な資料は、人権委員会が当該学部長等と調整の上、これを提供するものとする。

第 6 章 守秘義務等

(守秘義務)

第 27 条 ハラスメントに関する相談、調停及び苦情申立の手続等に関わった者はすべて、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。卒業後又は退職後といえども同様とする。

2 前項の場合において、専門相談員及び相談員がその任務を通して知りえた秘密等の情報は、人権委員会に属するものとする。

(虚偽申立の禁止)

第 28 条 ハラスメントに関する相談、調停、苦情申立、及び事情聴取を受けるにあたっては、虚偽の申立及び証言を行ってはならない。

(不利益取扱の禁止)

第 29 条 理事長・学長、部局館長その他の職員は、ハラスメントに関する相談、調停及び苦情申立の手続等に関わった者に対して、これに関与したことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務所管)

第 30 条 この規程に関する事務は、事務局総務課が所管する。

(補則)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、相談、調停及び苦情申立の手續等に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 32 条 この規程の改廃は、学長が大学協議会の意見を聴いた上で、理事会で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 章については、本学におけるハラスメントの相談体制が整うまでの当分の間の措置として、学生部と連携を図りながら運用する。
- 3 この規程の施行に伴い、「沖縄国際大学セクシュアル・ハラスメント防止のための指針（平成 12 年 3 月 22 日）」は廃止する。
- 4 改正、この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 改正、この規程は、平成 23 年 3 月 23 日から施行する。
- 6 改正、この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
- 7 改正、この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- 8 改正、この規程は、令和 3 年 10 月 27 日から施行する。